

## 障害基礎年金（1）①：14分

1. 障害基礎年金の支給要件の原則（法第30条等）
  2. 障害基礎年金の初診日要件（法第30条）
  3. 障害基礎年金の障害認定日要件（法第30条）
  4. 国民年金法施行令別表 1級（令別表：第4条の6関係）
  5. 国民年金法施行令別表 2級（令別表：第4条の6関係）
  6. 障害基礎年金の保険料納付要件（法第30条）
  7. 障害基礎年金の受給権発生日と支給期間
  8. 障害基礎年金の支給要件のまとめ（法第30条）
- ※ 確認問題

### ■ 講義中の法令、略令の一例 ■

- ・法第30条 ……………国民年金法第30条
- ・令別表 ……………国民年金法施行令別表

# 障害基礎年金の支給要件の原則（法第30条等）

初診日要件※  
保険料納付要件  
障害認定日要件

原則として、  
すべてを満たした  
ときに支給される

※（初診日：傷病について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日）

## 支給要件の違いに応じて

- ▶ ① 障害認定日による障害基礎年金
- ▶ ② 事後重症による障害基礎年金
- ▶ ③ はじめて2級以上に該当したことによる障害基礎年金（基準傷病による障害基礎年金）
- ▶ ④ 20歳前傷病による障害基礎年金



# 障害基礎年金の初診日要件①（法第30条）

## 条文（一部抜粋）

第30条 障害基礎年金は、疾病にかかり、又は負傷し、かつ、その疾病又は負傷及びこれらに起因する疾病（以下「傷病」という。）について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日（以下「初診日」という。）において次の各号のいずれかに該当した者が、当該初診日から起算して1年6月を経過した日（その期間内にその傷病が治った場合においては、その治った日（その症状が固定し治療の効果が期待できない状態に至った日を含む。）とし、以下「障害認定日」という。）において、その傷病により次項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にあるときに、その者に支給する。ただし、当該傷病に係る初診日の前日において、当該初診日の属する月の前々月までに被保険者期間があり、かつ、当該被保険者期間に係る保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が当該被保険者期間の3分の2に満たないときは、この限りでない。

① 被保険者であること。

② 被保険者であった者であつて、日本国内に住所を有し、かつ、60歳以上65歳未満であること。

# 障害基礎年金の初診日要件②（法第30条）

## 初診日要件



### 初診日において

- 国民年金の被保険者であること
- または
- **すべてを満たす方**
  - 60歳以上65歳未満の方
  - 過去に国民年金の被保険者であった方
  - 日本国内に住所を有する方  
(老齢基礎年金の繰上げ請求をしていない方)

(※ 上記のほか、20歳前傷病の障害基礎年金の場合には、20歳未満である方も対象となる場合があります。詳細は業務支援ツールをご参照ください。)

# 障害基礎年金の障害認定日要件①（法第30条）

## 条文

第30条 障害基礎年金は、疾病にかかり、又は負傷し、かつ、その疾病又は負傷及びこれらに起因する疾病（以下「傷病」という。）について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日（以下「初診日」という。）において次の各号のいずれかに該当した者が、当該初診日から起算して1年6月を経過した日（その期間内にその傷病が治った場合においては、その治った日（その症状が固定し治療の効果が期待できない状態に至った日を含む。）とし、以下「障害認定日」という。）において、その傷病により次項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にあるときに、その者に支給する。ただし、当該傷病に係る初診日の前日において、当該初診日の属する月の前々月までに被保険者期間があり、かつ、当該被保険者期間に係る保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が当該被保険者期間の3分の2に満たないときは、この限りでない。

① 被保険者であること。

② 被保険者であった者であって、日本国内に住所を有し、かつ、60歳以上65歳未満であること。

2 障害等級は、障害の程度に応じて重度のものから1級及び2級とし、各級の障害の状態は、政令で定める。

# 障害基礎年金の障害認定日要件②（法第30条）

## 障害認定日要件

Point

初診日から1年6月後が障害認定日である場合

初診日  
平成22年8月1日

障害認定日(1級又は2級に該当)  
平成24年2月1日

1年6月

障害基礎年金

国民年金の被保険者

▲  
20歳

▲  
受給権  
発生日

▲  
請求日

↳ 翌月分から支給開始

- ・「1年6月を経過した日」の括弧書きには、「1年6月以内に傷病が治った場合はその治った日」と規定されており、「治った日」には、その症状が固定し治療の効果が期待できない状態に至った日も含まれる。
- ・傷病が治った場合とは、身体の器質的な欠損、変形または機能障害を残していても、医学的に傷病が治癒していれば、そのときをもって治ったものとして取り扱われる。

# 障害基礎年金の障害認定日要件③（法第30条）

## 条文

第30条 障害基礎年金は、疾病にかかり、又は負傷し、かつ、その疾病又は負傷及びこれらに起因する疾病（以下「傷病」という。）について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日（以下「初診日」という。）において次の各号のいずれかに該当した者が、当該初診日から起算して1年6月を経過した日（その期間内にその傷病が治った場合においては、その治った日（その症状が固定し治療の効果が期待できない状態に至った日を含む。）とし、以下「障害認定日」という。）において、その傷病により次項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にあるときに、その者に支給する。ただし、当該傷病に係る初診日の前日において、当該初診日の属する月の前々月までに被保険者期間があり、かつ、当該被保険者期間に係る保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が当該被保険者期間の3分の2に満たないときは、この限りでない。

- ① 被保険者であること。
  - ② 被保険者であった者であって、日本国内に住所を有し、かつ、60歳以上65歳未満であること。
- 2 障害等級は、障害の程度に応じて重度のものから1級及び2級とし、各級の障害の状態は、政令で定める。

# 国民年金法施行令別表 1級 (令別表：第4条の6関係)

## 1級

障害の程度	障害の状態
1級	1 両眼の視力の和が0.04以下のもの
	2 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
	3 両上肢の機能に著しい障害を有するもの
	4 両上肢のすべての指を欠くもの
	5 両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
	6 両下肢の機能に著しい障害を有するもの
	7 両下肢を足関節以上で欠くもの
	8 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの
	9 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
	10 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
	11 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

# 国民年金法施行令別表 2級 (令別表：第4条の6関係)

## 2級

障害の程度	障害の状態
2級	1 両眼の視力の和が0.05以上0.08以下のもの
	2 両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの
	3 平衡機能に著しい障害を有するもの
	4 そしゃくの機能を欠くもの
	5 音声又は言語機能に著しい障害を有するもの
	6 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの
	7 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの
	8 一上肢の機能に著しい障害を有するもの
	9 一上肢のすべての指を欠くもの
	10 一上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
	11 両下肢のすべての指を欠くもの
	12 一下肢の機能に著しい障害を有するもの
	13 一下肢を足関節以上で欠くもの
	14 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
	15 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
	16 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
	17 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

# 障害基礎年金の保険料納付要件①（法第30条）

## 条文（一部抜粋）

### 第30条（第1項前文省略）

～ただし、当該傷病に係る初診日の前日において、当該初診日の属する月の前々月までに被保険者期間があり、かつ、当該被保険者期間に係る保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が当該被保険者期間の3分の2に満たないときは、この限りでない。

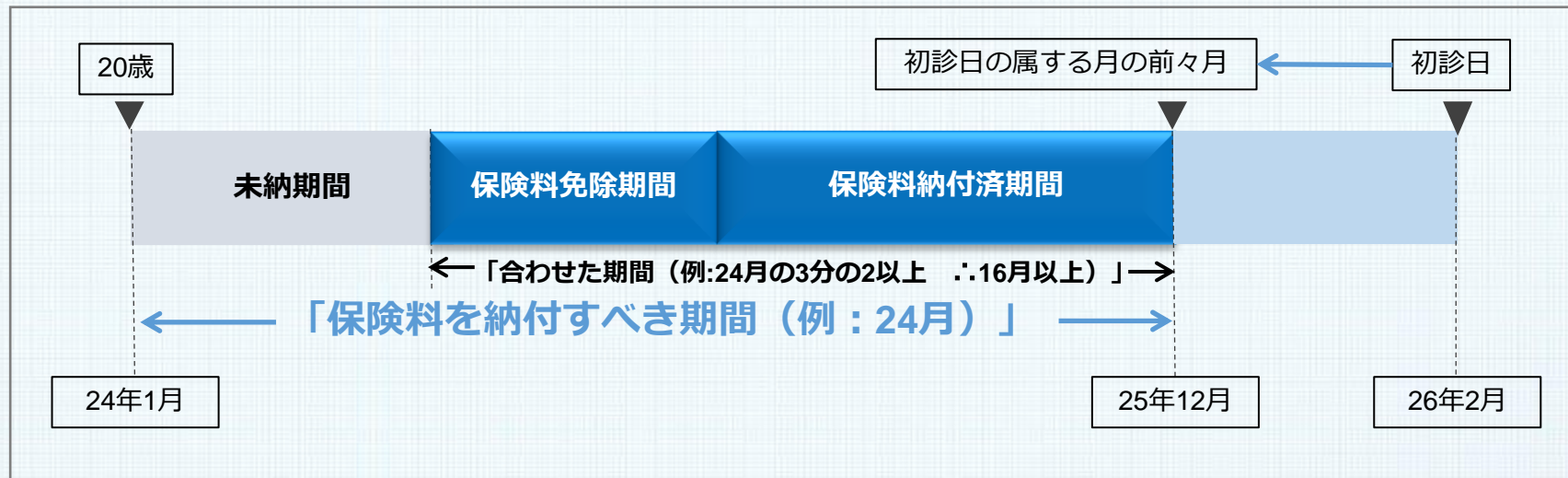
（第2項省略）

**「初診日の前日」**で保険料納付要件を判定する理由は、障害の原因となる事故が発生してから保険料を納付することにより、事故発生後に保険料納付要件を満たすことが可能である場合、保険原理に反する行為を容認することに繋がるため。

初診日の前日に納期限が経過している保険料は前々月までの期間の分であることから、保険料納付要件の判定は、「**初診日の属する月の前々月までの期間**」について行います。

# 障害基礎年金の保険料納付要件②（法第30条）

## 具体例

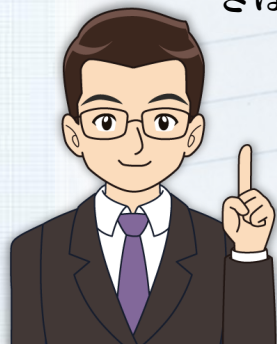


したがって、24月の3分の2は16月ですから、  
保険料納付済期間と保険料免除期間とを合わせた期間が16月以上あれば、保険料納付要件を満たすことになる。

# 障害基礎年金の保険料納付要件③ (昭和60年改正法附則第20条第1項)

## 条文 (一部抜粋)

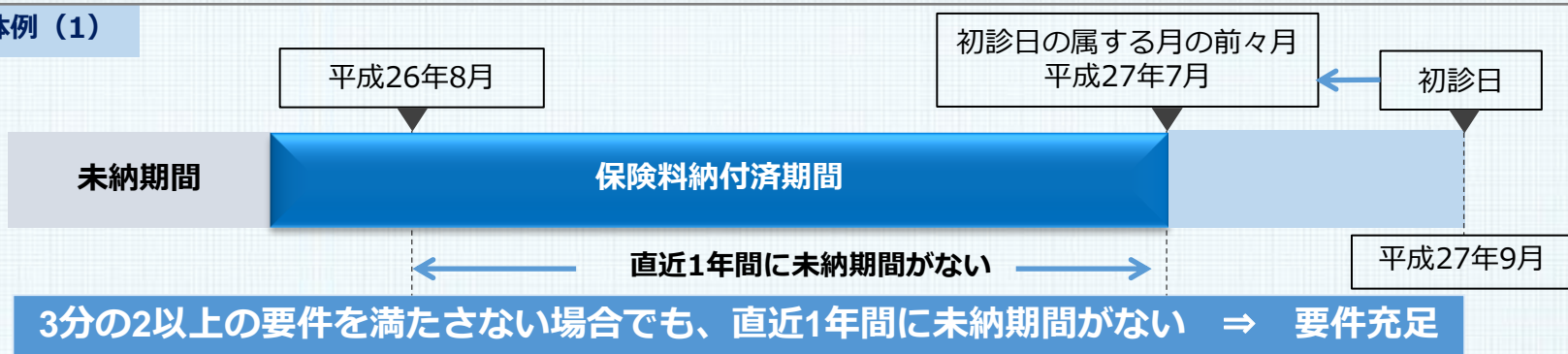
第20条 初診日が平成38年4月1日前にある傷病による障害について[国民年金法]第30条第1項ただし書(同法第30条の2第2項、同法第30条の3第2項、同法第34条第5項及び同法第36条第3項において準用する場合を含む。)の規定を適用する場合においては、同法第30条第1項ただし書中「3分の2に満たないとき」とあるのは、「3分の2に満たないとき(当該初診日の前日において当該初診日の属する月の前々月までの1年間(当該初診日において被保険者でなかった者については、当該初診日の属する月の前々月以前における直近の被保険者期間に係る月までの1年間)のうち保険料納付済期間及び保険料免除期間以外の被保険者期間がないときを除く。)」とする。ただし、当該障害に係る者が当該初診日において65歳以上であるときは、この限りでない。



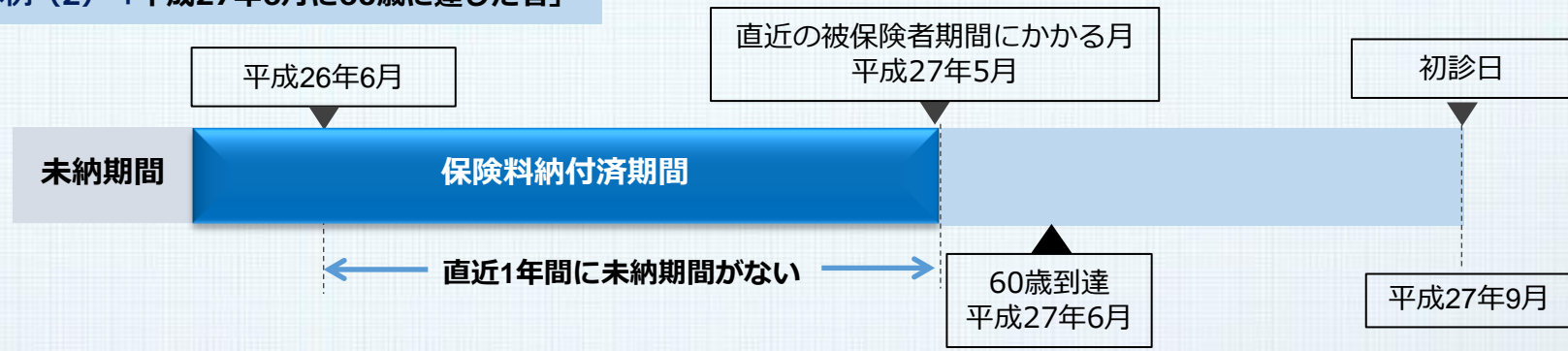
# 障害基礎年金の保険料納付要件④ (昭和60年改正法附則第20条第1項)

「保険料納付済期間および保険料免除期間以外の被保険者期間」とは「保険料の未納期間」と解されることから、初診日の属する月の前々月までの1年間のうちに保険料の未納期間がなければ、保険料納付要件を満たすことになります。

## 具体例 (1)



## 具体例 (2) 「平成27年6月に60歳に達した者」



# 障害基礎年金の受給権発生日と支給期間

## 障害認定日による障害基礎年金

障害認定日の属する月の翌月から支給が開始される

1級・2級該当

障害認定日

4月

受給権  
発生日

障害認定日の属する月の翌月

5月

支給開始

受給権者が死亡した日、または、障害等級に該当する程度の障害の状態に該当しなくなった日の属する月まで支給されます。



# 障害基礎年金の支給要件のまとめ（法第30条）

<b>初診日要件</b>	<p>▶ 「初診日に被保険者であること」または「被保険者であった者が、初診日に日本国内に住所を有し、かつ、60歳以上65歳未満であること」のいずれかに該当</p>
<b>保険料納付要件</b>	<p>▶ 「初診日の前日に、初診日の属する月の前々月までに被保険者期間があるときは、その被保険者期間のうち、保険料納付済期間と保険料免除期間とを合わせた期間が3分の2以上であること」</p> <p>▶ 平成38年4月1日前に初診日がある場合、「初診日の前日に、初診日の属する月の前々月までの1年間のうちに保険料未納期間（保険料納付済期間と保険料免除期間以外の被保険者期間）がないこと」</p>
<b>障害認定日要件</b>	<p>▶ 「障害認定日に、国民年金法施行令で定める障害等級の1級又は2級に該当する程度の障害の状態にあること」</p>

# 確認問題

## 問題 1

障害認定日による障害基礎年金の受給権発生日として、正しいものを次の中から選びなさい。

ア…初診日    イ…障害認定日    ウ…請求をした日の翌日

## 解答

**イ**    (法第30条第1項)

障害認定日による障害基礎年金の受給権は、障害認定日に発生します。

## 問題 2

初診日が平成38年4月1日前で、その初診日において65歳未満の被保険者については、その初診日の前日においてその初診日の属する月の前々月までの1年間に保険料未納期間がなければ、障害基礎年金にかかる保険料納付要件を満たすものとされる。

## 解答



(法第30条第1項、昭和60年改正法附則第20条第1項)



## 障害基礎年金（1）②：7分

1. 事後重症による障害基礎年金（法第30条の2）
  2. 事後重症による障害基礎年金の根拠条文（法第30条の2）
  3. 事後重症による障害基礎年金のまとめ（法第30条の2）
  4. 障害厚生年金等の受給権者の事後重症の特例（請求の省略）
  5. 事後重症の初診日についての経過措置
- ※ 確認問題

■ 講義中の法令、略令の一例 ■

・法第30条の2……………国民年金法第30条の2

# 事後重症による障害基礎年金（法第30条の2）

障害認定日による  
障害基礎年金は  
3つの要件をすべて  
満たさなければ  
支給されない

初診日要件

障害認定日要件

保険料納付要件

障害認定日に障害等級の1級または2級に該当しなかった者

障害認定日による  
障害基礎年金は**支給されない**

障害の程度が時の経過とともに悪化

障害等級に該当する程度の障害の状態に至った場合  
**事後重症による障害基礎年金**が支給される



# 事後重症による障害基礎年金の根拠条文①（法第30条の2）

## 条文（一部抜粋）

第30条の2 疾病にかかり、又は負傷し、かつ、当該傷病に係る初診日において前条第1項各号のいずれかに該当した者であつて、障害認定日において同条第2項に規定する障害等級（以下単に「障害等級」という。）に該当する程度の障害の状態になかったものが、～  
（以下、省略）

法第30条の2  
（事後重症による  
障害基礎年金）  
の適用対象者

初診日要件「○」  
満たす

障害認定日要件「×」  
満たさない



法第30条  
（障害認定日による障害基礎年金）  
の支給要件を満たさない者



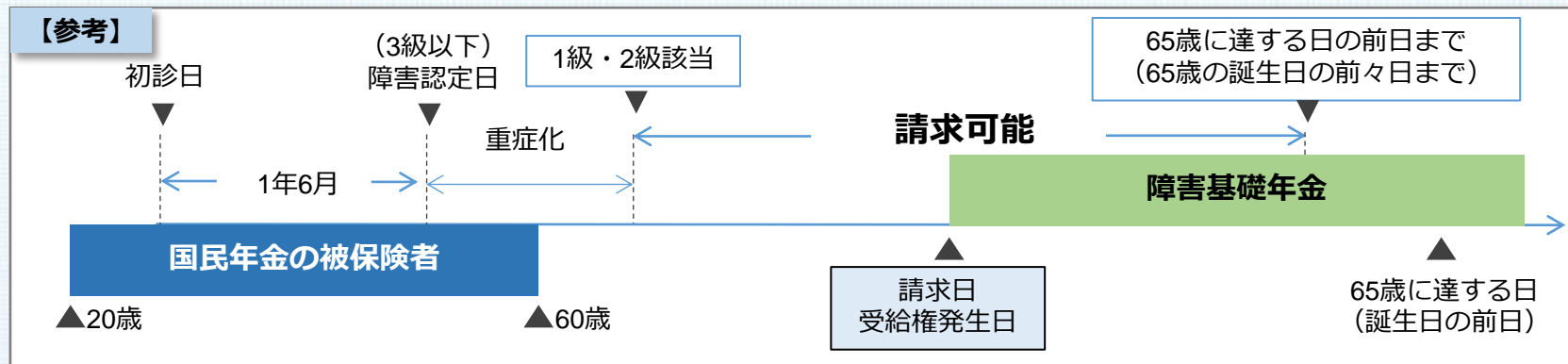
# 事後重症による障害基礎年金の根拠条文②（法第30条の2）

## 条文（一部抜粋）

第30条の2（前文省略）・・・

（以下単に「障害等級」という。）に該当する程度の障害の状態になかったものが、同日後65歳に達する日の前日までの間において、その傷病により障害等級に該当する程度の障害の状態に該当するに至ったときは、その者は、その期間内に同条第1項の障害基礎年金の支給を請求することができる。

- 2 前条第1項ただし書の規定は、前項の場合に準用する。
- 3 第1項の請求があったときは、前条第1項の規定にかかわらず、その請求をした者に同項の障害基礎年金を支給する。



# 事後重症による障害基礎年金のまとめ①（法第30条の2）

## 支給要件

初診日要件を満たしている

保険料納付要件を満たしている

障害認定日要件を満たさなかった者が、  
その後、障害の程度が重くなり障害認定日後65歳に達する日の前日までの間に、  
障害等級の1級または2級に該当したこと

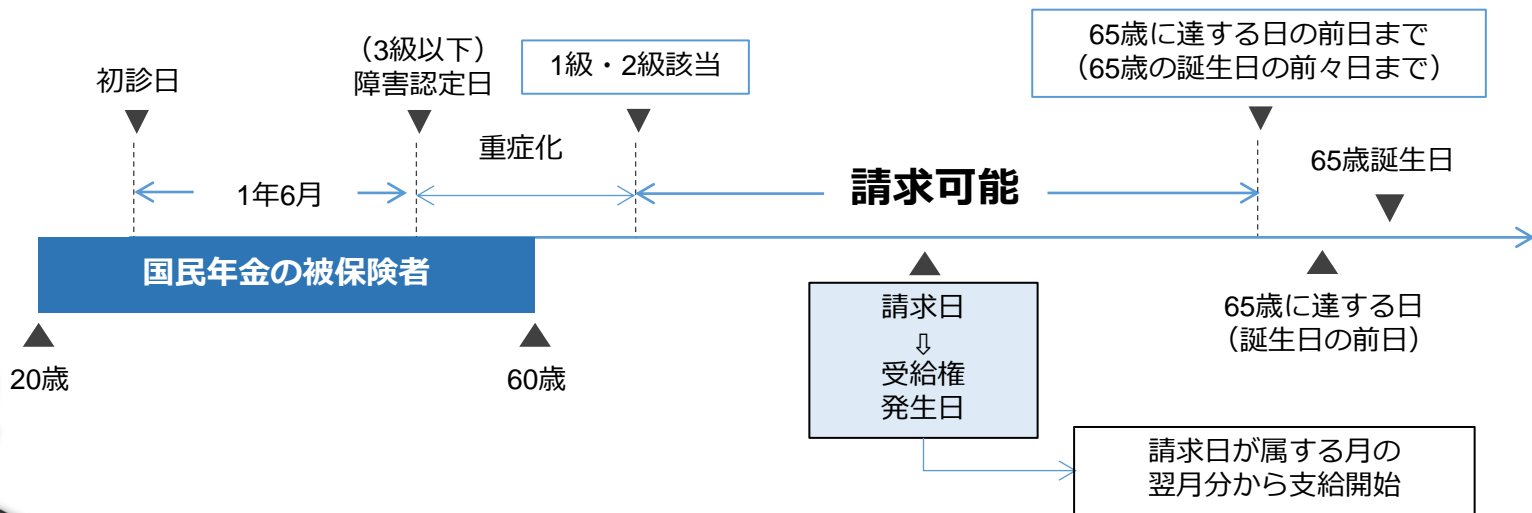


障害等級に該当してから65歳に達する日の前日（65歳誕生日の前々日）までの間に、  
事後重症による障害基礎年金の支給を請求することができる

# 事後重症による障害基礎年金のまとめ②（法第30条の2）

- 請求書の受付日(65歳の誕生日の前々日まで)が受給権発生日
- 請求日が属する月の翌月分から支給開始

初診日 ⇒ 障害認定日（3級以下） ⇒ 障害等級（1級・2級） ⇒ 請求可能（65歳に達する日の前日まで）



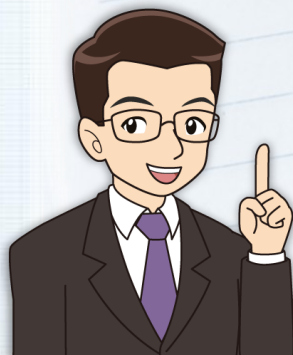
## 障害厚生年金等の受給権者の事後重症の特例（請求の省略）

障害基礎年金と同一の支給事由に基づく、  
**障害等級3級**の障害厚生年金・  
障害共済年金の受給権者

障害の程度が悪化

**障害等級が2級以上**に  
改定された場合

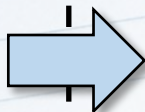
障害厚生年金・障害共済年金の額の改定に伴い、  
**事後重症による障害基礎年金の請求があったものとみなし、  
請求が省略される。**



# 事後重症の初診日についての経過措置

昭和61年4月1日  
(新法施行日)

**昭和61年3月31日以前**の  
国民年金の被保険者期間中に  
**初診日のある障害**  
※厚生年金保険（船員保険）の  
被保険者または共済組合の組合員  
であった間に発生した傷病を含む



昭和61年4月1日以後に事後重症の要件に該当し、  
65歳に達する日の前日までに請求をした場合は、  
新法の障害基礎年金が支給される

ただし、同一の傷病による障害について、改正前の旧国民年金法、旧厚生年金保険法または各共済組合法による障害年金の受給権を有していたことがある者に、事後重症による障害基礎年金は支給されない。

# 確認問題

## 問題 1

事後重症による障害基礎年金の保険料納付要件は、障害等級に該当する程度の障害の状態となった日の前日において、その前々月までに一定以上の保険料納付済期間等が必要とされる。

## 解答



(法 30 条の 2 第 2 項)

事後重症による障害基礎年金についても、「初診日の前日」において、その前々月までに一定以上の保険料納付済期間等が必要とされます。

## 問題 2

事後重症による障害基礎年金の受給権は、障害認定日後65歳に達する日の前日までの間において、障害等級に該当する程度の障害の状態となったときに発生する。

## 解答



(法第 30 条の 2 第 1 項)

事後重症による障害基礎年金は、支給を「請求」することで受給権が発生します。したがって、障害等級に該当したことのみをもって受給権が発生することはありません。



## 障害基礎年金（1）③：7分

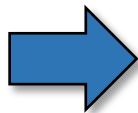
1. 20歳前傷病による障害基礎年金（法第30条の4）
2. 20歳前傷病による障害基礎年金（初診日要件）（法第30条の4）
3. 20歳前傷病による障害基礎年金（障害認定日要件）（法第30条の4）
4. 20歳前傷病による障害基礎年金（事後重症の場合）（法第30条の4）
5. 20歳前傷病による障害基礎年金の受給権発生日と支給期間  
（支給開始の時期）
6. 20歳前傷病による障害基礎年金の支給停止  
※ 確認問題

■ 講義中の法令、略令の一例 ■

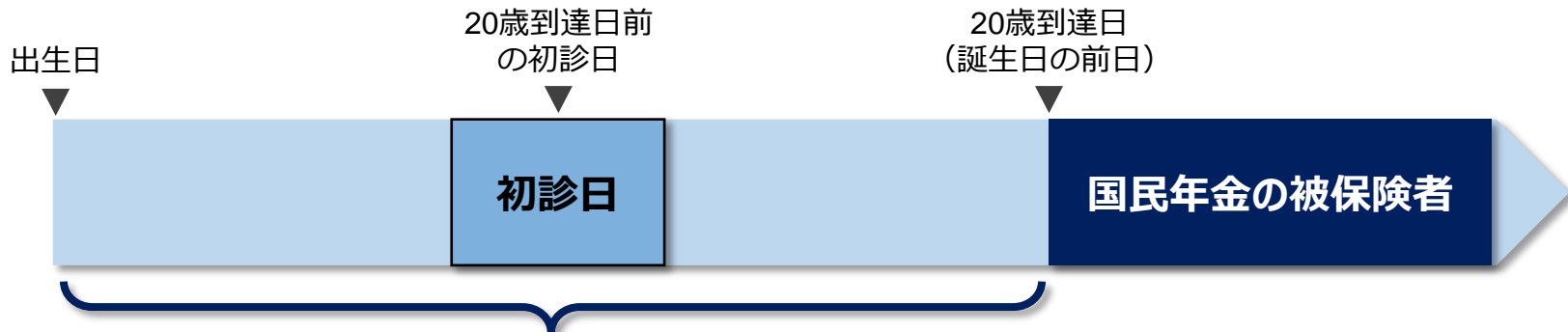
・法第30条の4 ……………国民年金法第30条の4

# 20歳前傷病による障害基礎年金① (法第30条の4)

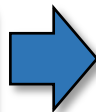
障害認定日による障害基礎年金  
事後重症による障害基礎年金



保険料の納付が給付を受けるための  
要件 (拠出制の年金給付)



保険料を納付していない期間



20歳前傷病による障害基礎年金  
は無拠出制の年金給付



## 20歳前傷病による障害基礎年金②（法第30条の4）

### 法第30条の4第1項（cf：法第30条第1項）

20歳に達したことにより**受給権**が発生する場合

### 法第30条の4第2項（cf：法第30条の2第1項）

20歳以後に悪化し障害の状態となって**請求権**が発生する場合

### 法第30条の4第3項（cf：法第30条の2第3項）

請求により初めて**受給権**が発生することが規定されている

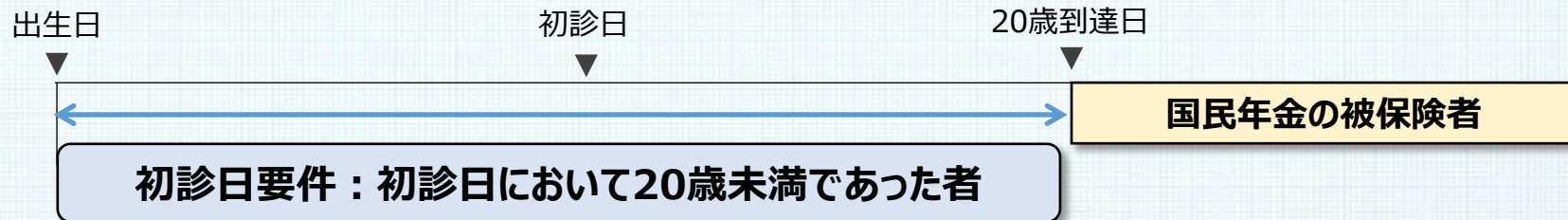
なお、20歳前傷病による障害基礎年金は、初診日の属する月の前々月までに被保険者期間がない者に対し支給する給付であることから、保険料納付要件は適用されない。

# 20歳前傷病による障害基礎年金（初診日要件） （法第30条の4）

## 条文（一部抜粋）

第30条の4 疾病にかかり、又は負傷し、その初診日において20歳未満であった者が、障害認定日以後に20歳に達したときは20歳に達した日において、障害認定日が20歳に達した日後であるときはその障害認定日において、障害等級に該当する程度の障害の状態にあるときは、その者に障害基礎年金を支給する。（以下省略）

## 初診日要件



なお、20歳未満かつ第2号被保険者であった者は、法第30条(障害認定日による障害基礎年金) または、法第30条の2（事後重症による障害基礎年金）の適用対象となります。

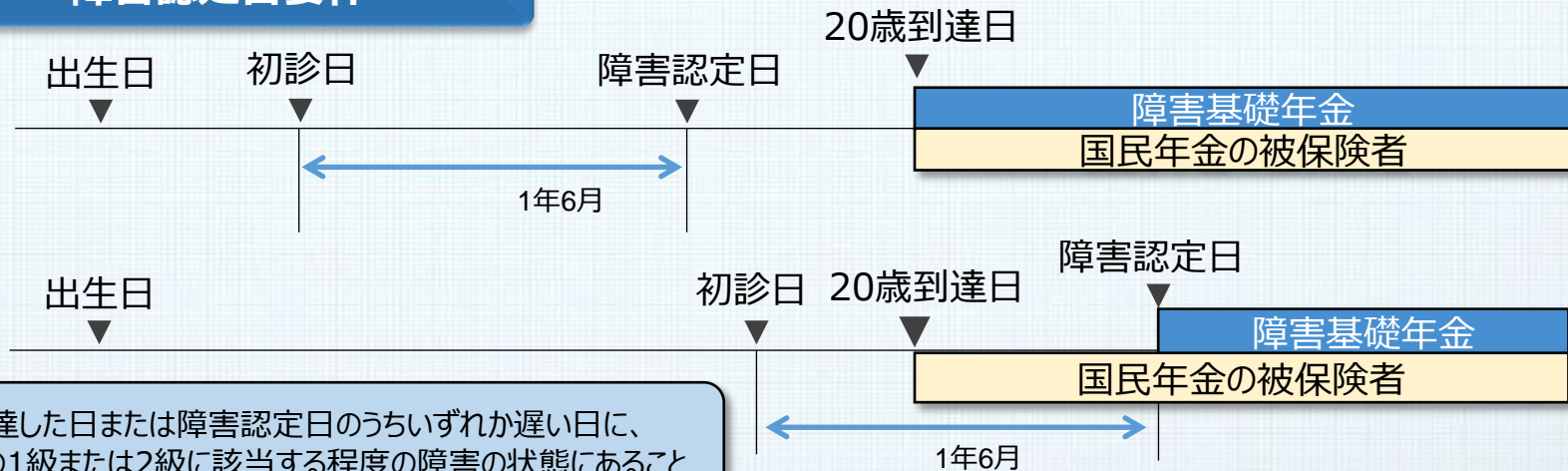
# 20歳前傷病による障害基礎年金（障害認定日要件）（法第30条の4）

## 条文（一部抜粋）

### 第30条の4（前文省略）

障害認定日以後に20歳に達したときは20歳に達した日において、障害認定日が20歳に達した日後であるときはその障害認定日において、障害等級に該当する程度の障害の状態にあるときは、～（以下省略）

### 障害認定日要件



20歳に達した日または障害認定日のうちいずれか遅い日に、障害等級の1級または2級に該当する程度の障害の状態にあること

## 条文（一部抜粋）

（事後重症による障害基礎年金）

### 第30条の2（前文省略）

～同日（障害認定日）後65歳に達する日の前日までの間に～

- 2 前条第1項ただし書の規定は、前項の場合に準用する。
- 3 第1項の請求があったときは、前条第1項の規定にかかわらず、その請求をした者に同項の障害基礎年金を支給する。

（20歳前傷病による障害基礎年金）

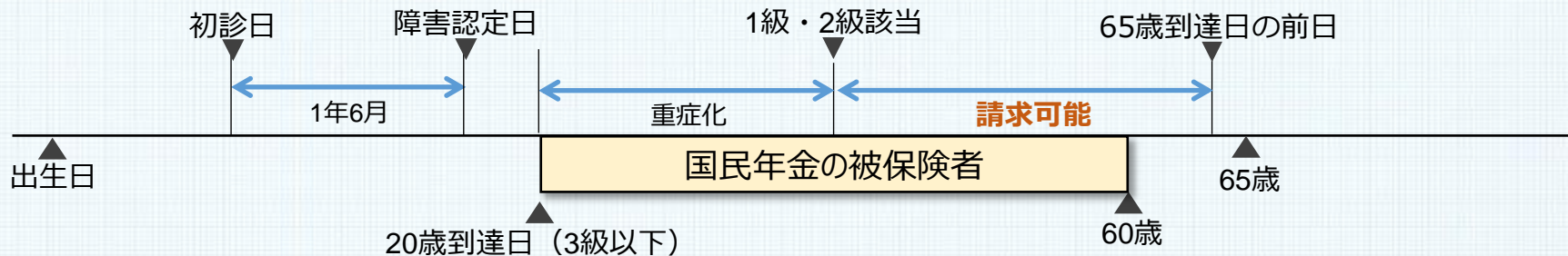
### 第30条の4（前文省略）

- 2 障害認定日以後に20歳に達したときは20歳に達した日後において、障害認定日が20歳に達した日後であるときはその障害認定日後において、その傷病により、65歳に達する日の前日までの間に、～（以下省略）

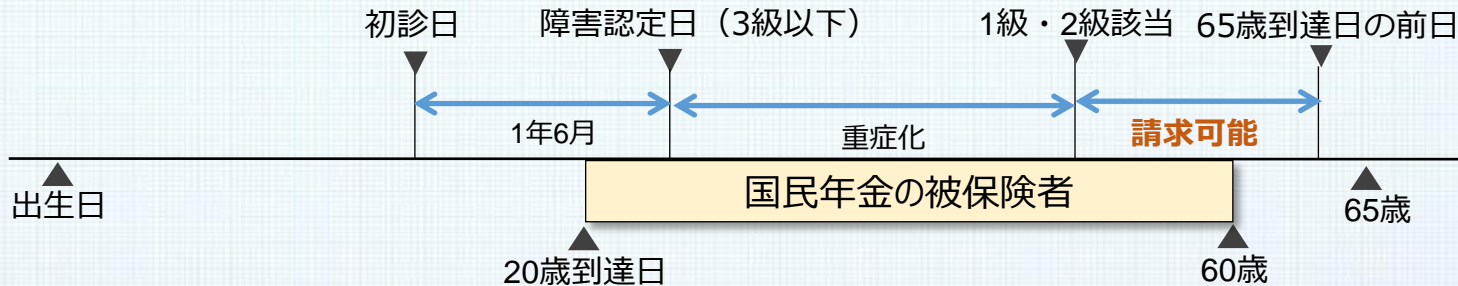


# 20歳前傷病による障害基礎年金（事後重症の場合）② （法第30条の4）

1 障害認定日以後に20歳に達したときは20歳に達した日後において、障害等級の1級または2級に該当した場合



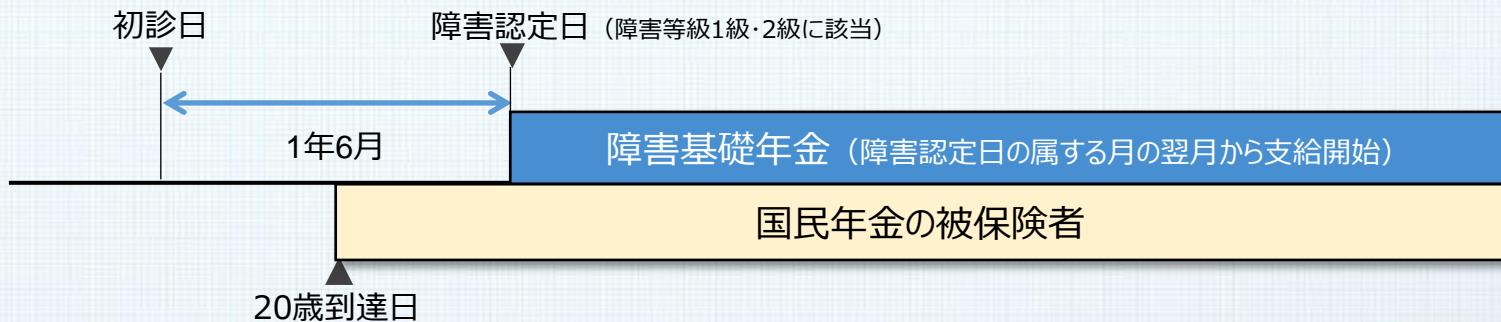
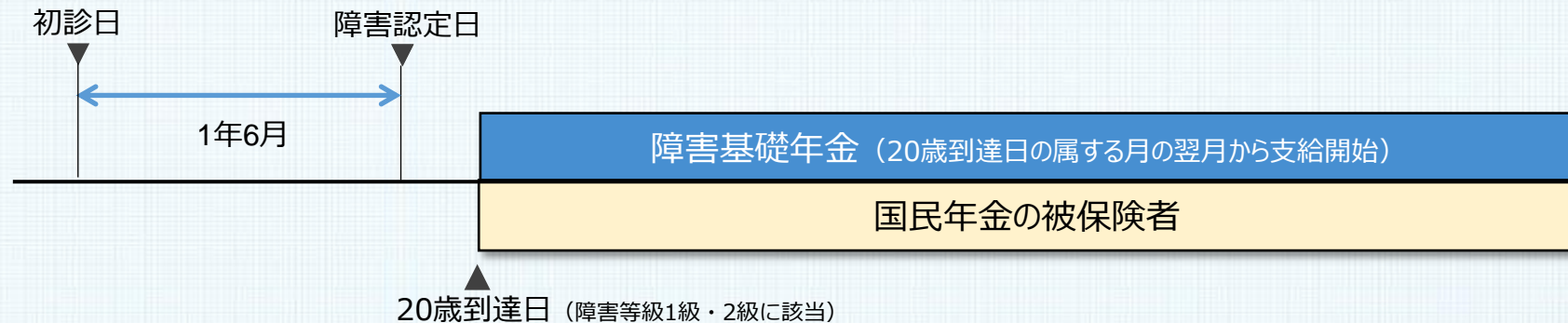
2 障害認定日が20歳に達した日後であるときはその障害認定日後において、障害等級の1級または2級に該当した場合



事後重症の場合の20歳前傷病による障害基礎年金は、請求により初めて受給権が発生します。

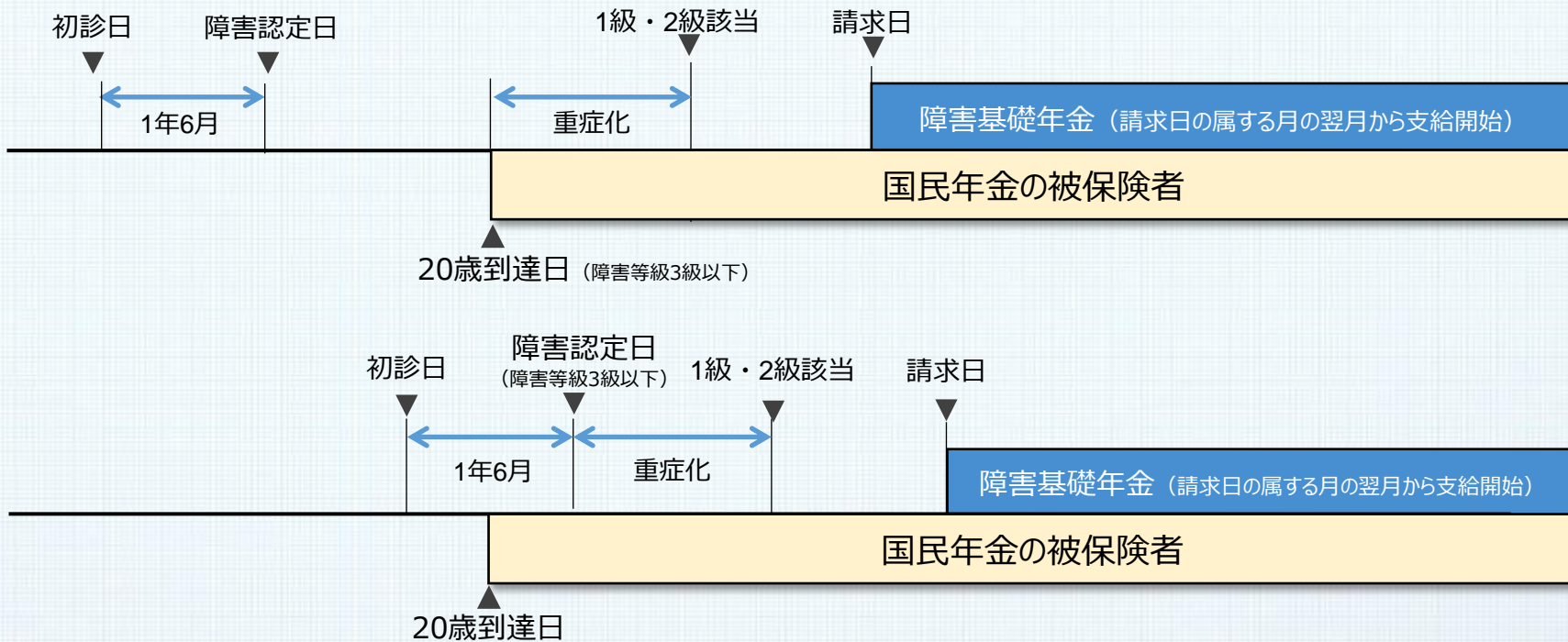
# 20歳前傷病による障害基礎年金の受給権発生日と支給期間①(支給開始の時期)

法第30条の4第1項に基づく20歳前傷病による障害基礎年金



## 20歳前傷病による障害基礎年金の受給権発生日と支給期間②(支給開始の時期)

法第30条の4第2項に基づく20歳前傷病による障害基礎年金（事後重症の場合）



事後重症の場合の20歳前傷病による障害基礎年金を請求できるのは、65歳に達する日の前日まで。

# 20歳前傷病による障害基礎年金の支給停止

## ■ 20歳前傷病による障害基礎年金の支給停止

保険料を納付していない期間に生じた傷病による障害について給付を行う

他の障害基礎年金とは異なる支給停止事由にかかる規定が設けられている。  
※ 詳細については、後述します。



# 確認問題

## 問題 1

傷病の初診日において20歳未満であった者に対して支給される障害基礎年金は、法第30条の4（20歳前傷病による障害基礎年金）の規定に基づくものに限られる。

## 解答



（法第30条、第30条の4）

初診日において20歳未満であっても、国民年金の第2号被保険者であるときは、法第30条による障害基礎年金が支給されることがあります。したがって法第30条の4の規定に基づくものに限られているわけではありません。

## 問題 2

初診日において被保険者でない者について、障害認定日が20歳前にある場合は、その者が20歳に達したときに障害等級に該当する程度の障害の状態にあれば障害基礎年金の受給権が発生する。

## 解答



（法第30条の4）



## 障害基礎年金（1）④：6分

1. はじめて2級以上に該当したことによる障害基礎年金  
（基準傷病による障害基礎年金）
2. はじめて2級以上に該当したことによる障害基礎年金（用語の定義）
3. はじめて2級以上に該当したことによる障害基礎年金（支給要件）
4. はじめて2級以上に該当したことによる障害基礎年金の受給権発生日と支給期間（支給開始の時期）
5. 事後重症による障害基礎年金とはじめて2級以上に該当したことによる障害基礎年金（請求の時期）

※ 確認問題

## はじめて2級以上に該当したことによる障害基礎年金（基準傷病による障害基礎年金）

傷病が複数発生し、そのうちのひとつの傷病による障害では**障害等級の1級**または**2級に該当する程度の障害の状態にない場合**



障害認定日による障害基礎年金および事後重症による障害基礎年金は支給されない

障害等級の2級に満たない障害

**既存の傷病**による障害

**併合**

**新たに生じた傷病**による障害

はじめて2級以上の障害の程度に該当した場合



**はじめて2級以上に該当したことによる障害基礎年金が支給される**

## はじめて2級以上に該当したことによる障害基礎年金（用語の定義）

既に発している傷病 ⇒ 「先発傷病」

先発傷病による障害 ⇒ 「先発障害」

新たに発した傷病 ⇒ 「後発傷病」

後発傷病による障害 ⇒ 「後発障害」

法第30条の3における「基準傷病」とは

⇒

先発傷病による障害と、後発傷病による障害を併合して、はじめて2級以上の障害の程度に該当した場合における「後発傷病」のこと

- はじめて2級以上の障害に該当するきっかけを作った傷病を「基準傷病」という
- 基準傷病による障害を「基準障害」という

## はじめて2級以上に該当したことによる障害基礎年金（支給要件）

### 法第30条の3の支給要件

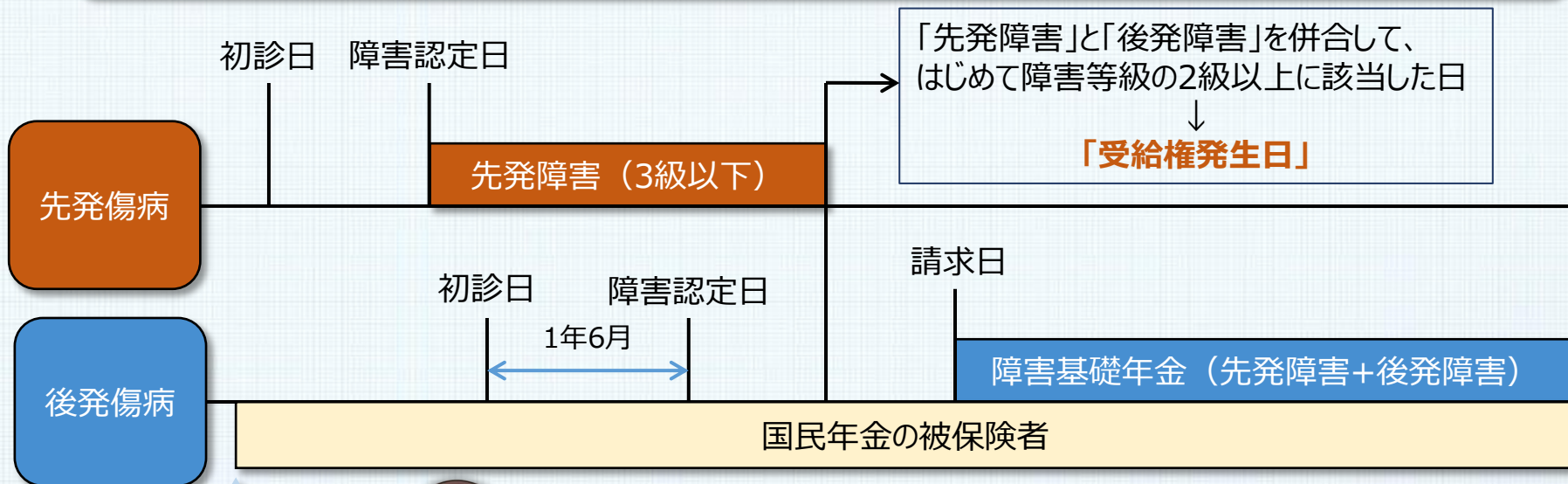
①	基準傷病（後発傷病）の初診日に初診日要件を満たしていること
②	基準傷病（後発傷病）の初診日の前日に保険料納付要件を満たしていること
③	基準傷病以外の傷病（先発傷病）により、障害等級の2級に満たない程度の障害の状態にあること
④	基準傷病（後発傷病）の障害認定日以後65歳に達する日の前日までの間に、基準障害（後発障害）と他の障害（先発障害）を併合して、はじめて障害等級の2級以上に該当したこと

### 支給要件を見る上での注意点

- ・基準傷病以外の傷病（先発傷病）が複数ある場合は、基準傷病以外のすべての傷病の初診日以降に、基準傷病（後発傷病）の初診日があること
- ・初診日要件と保険料納付要件は、基準傷病についてのみ問われること

# はじめて2級以上に該当したことによる障害基礎年金の 受給権発生日と支給期間（支給開始の時期）

はじめて2級以上に該当したことによる障害基礎年金の受給権発生日は、**先発障害と基準障害（後発障害）を併合して**、はじめて障害等級の2級以上に該当する程度の障害の状態となった日



請求日の属する月の翌月から  
障害基礎年金の支給が開始される

# 事後重症による障害基礎年金と

## はじめて2級以上に該当したことによる障害基礎年金（請求の時期）

<p>事後重症による障害基礎年金 (法第30条の2)</p>	<p>請求そのものが 支給要件</p>	<p>受給権発生日は請求日 ↓ 65歳に達する日の前日までに請求しなければならない</p>
<p>はじめて2級以上に該当 したことによる障害基礎年金 (法第30条の3)</p>	<p>65歳に達する日の前日までに障害等級の2級 以上に該当する程度の障害の状態となっていれば、 65歳以後であっても請求を行うことができる</p>	



# 確認問題

## 問題 1

はじめて2級以上に該当したことによる障害基礎年金は、先発傷病および後発傷病のいずれも、初診日の前日において、一定の保険料納付要件を満たしていなければならない。

## 解答



(法第30条の3第2項)

後発傷病（基準傷病）の初診日の前日において、一定の保険料納付要件を満たしていることを要します。

## 問題 2

はじめて2級以上に該当したことによる障害基礎年金は、所定の要件に該当すれば受給権は発生するため、その障害基礎年金の請求は65歳に達した日以後でも行うことができるが、支給はその障害基礎年金の受給権が発生した月の翌月から開始される。

## 解答



(法第30条の3)

はじめて2級以上に該当したことによる障害基礎年金の支給は、その障害基礎年金の「請求があった月の翌月」から開始されます。



## 障害基礎年金（1）⑤：7分

1. 併合認定（法第31条、第32条）
  2. 先発の障害基礎年金が支給停止の場合の併合認定（法第32条第1項）
  3. 後発の障害基礎年金が支給停止の場合の併合認定（法第32条第2項）
  4. 旧法の障害給付との併給調整の特例（併合認定）
  5. 併合改定（法第34条第4項、第5項）
  6. 併合改定の要件（法第34条第4項、第5項）
  7. 併合認定と併合改定の違いについて
- ※ 確認問題

■ 講義中の法令、略令の一例 ■

・法第32条第1項 ……………・国民年金法第32条第1項

# 併合認定（法第31条、第32条）

併合認定は、1級または2級の障害基礎年金の受給権者が、新たに生じた別の障害により、1級または2級の障害基礎年金が支給される障害の状態に至った場合に限り、行われます。

## 具体例

先発障害

2級の障害基礎年金

障害認定日

2級に該当する障害

併合認定

従前の障害基礎年金の受給権は消滅する

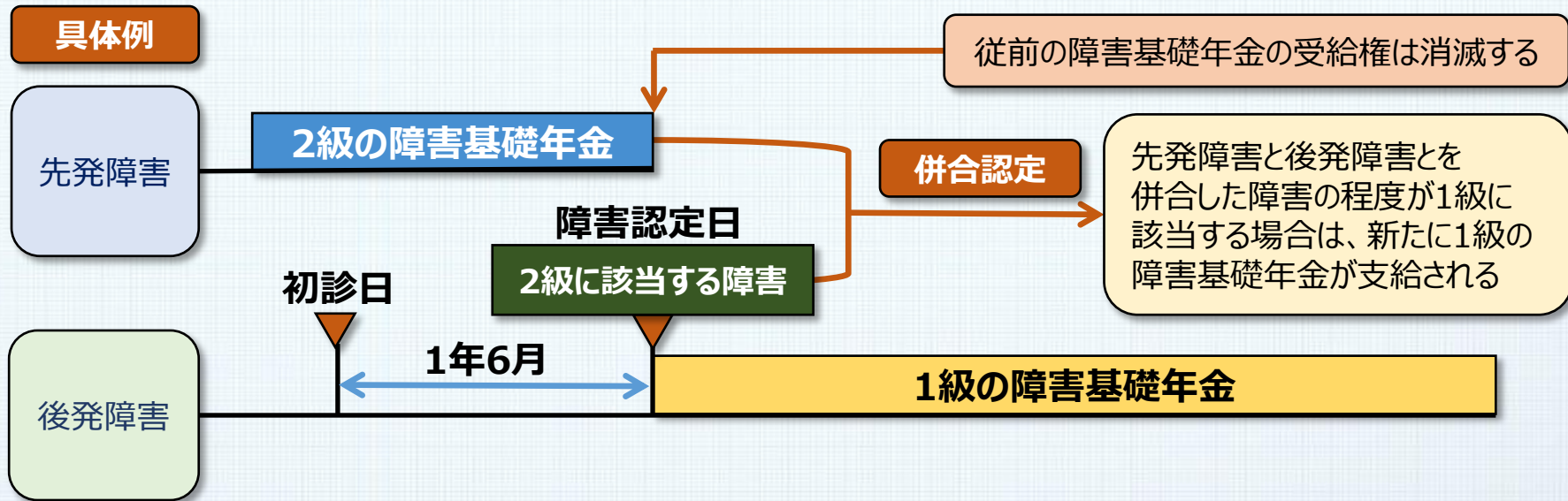
先発障害と後発障害とを併合した障害の程度が1級に該当する場合は、新たに1級の障害基礎年金が支給される

初診日

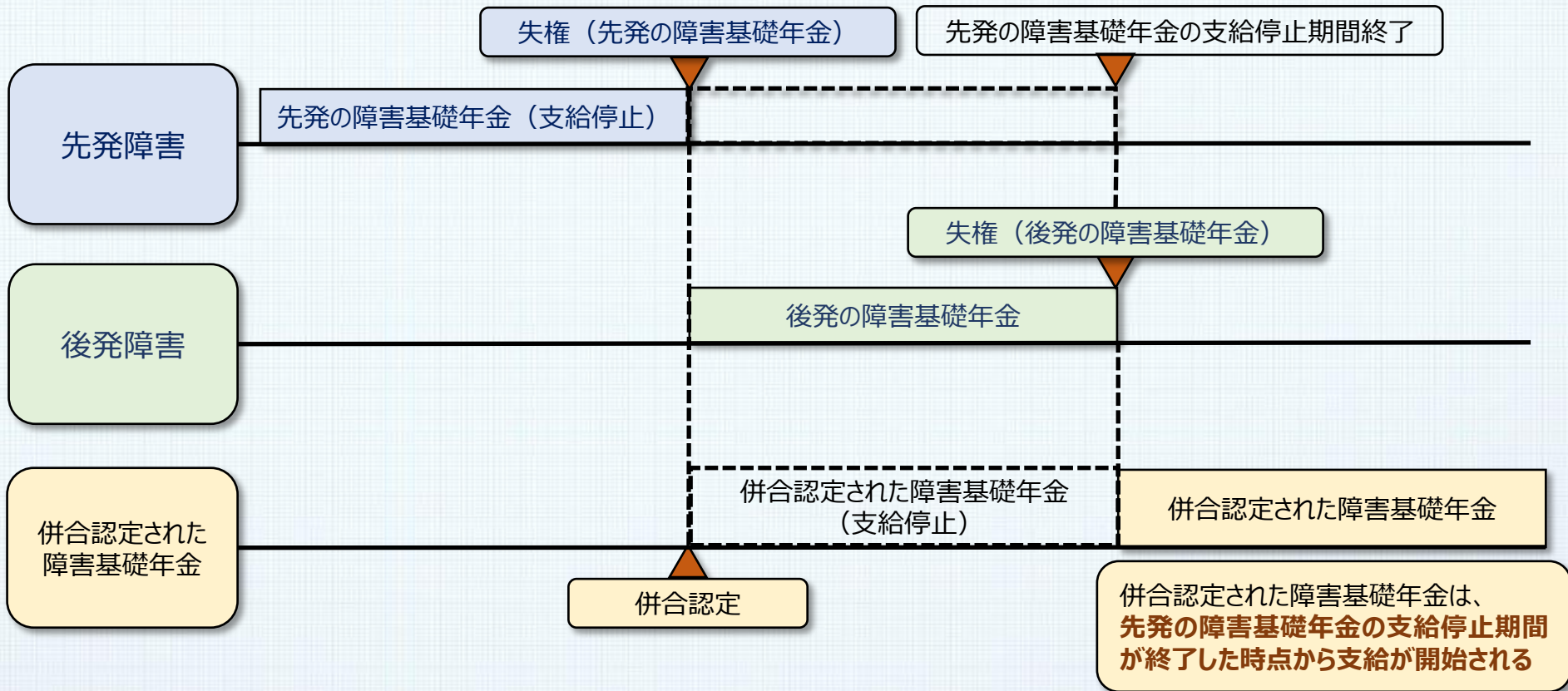
1年6月

後発障害

1級の障害基礎年金



# 先発の障害基礎年金が支給停止の場合の併合認定 (法第32条第1項)



# 後発の障害基礎年金が支給停止の場合の併合認定 (法第32条第2項)

後発の障害基礎年金が、労働基準法による障害補償を受けられるために、その支給が停止されている場合

失権 (先発の障害基礎年金)

先発障害

先発の障害基礎年金

後発の障害基礎年金の支給停止期間終了

失権 (後発の障害基礎年金)

後発障害

後発の障害基礎年金 (支給停止)

併合認定された障害基礎年金

併合認定された障害基礎年金 (支給停止)

併合認定された障害基礎年金

併合認定

併合認定された障害基礎年金は、**後発の障害基礎年金の支給停止期間が終了した時点から支給が開始される**

# 旧法の障害給付との併給調整の特例（併合認定）

旧国民年金法の障害年金の受給権者

旧被用者年金各法の障害年金の受給権者

障害基礎年金の受給権が発生した場合は、併合認定が行われる

（障害の程度が1級または2級程度のもので、昭和36年4月1日以後に受給権が発生したものに限り）

（※旧法の障害年金の受給権は消滅しない）

旧法の障害年金

障害基礎年金

併合認定

併合認定されない旧法の障害年金

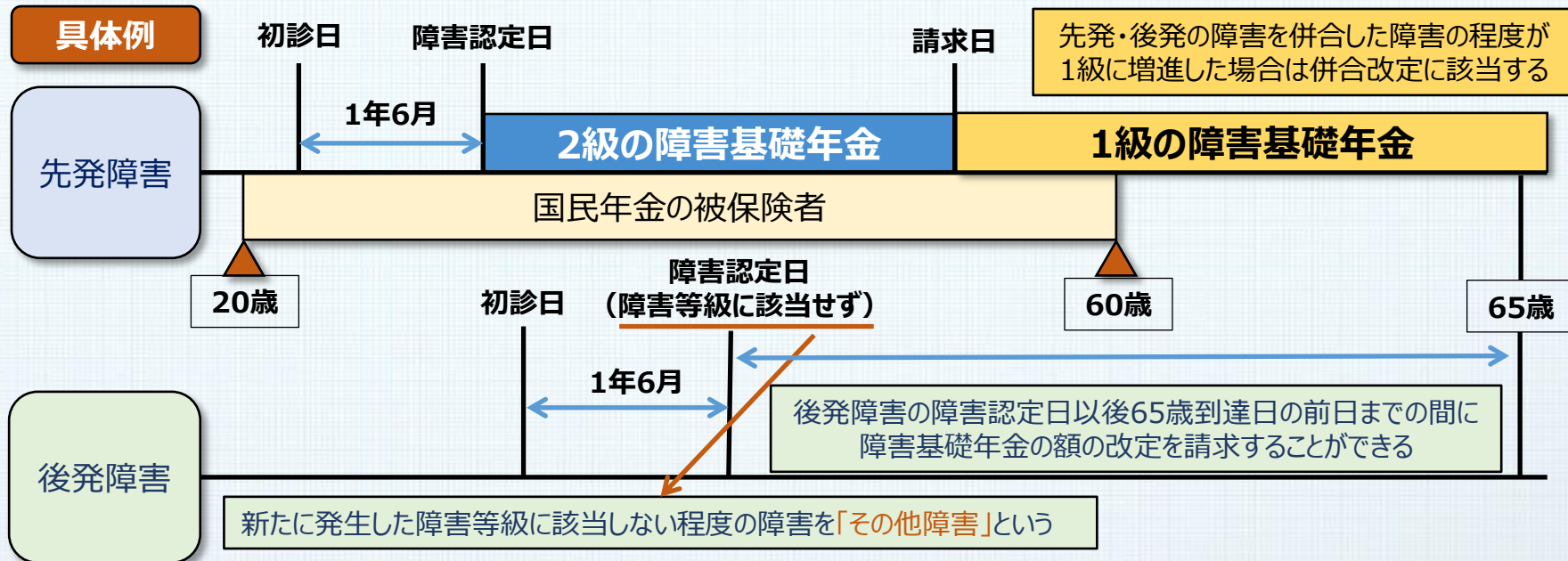
併合認定された障害基礎年金

いずれか一方を選択

# 併合改定（法第34条第4項、第5項）

障害基礎年金の受給権者に、新たに別の障害等級に該当しない程度の障害（障害等級2級に満たない障害）が発生し、前後の障害を併合した障害の程度が既存の障害基礎年金の障害の程度よりも増進した場合は、障害基礎年金の額の改定を請求することができる。

## 具体例



# 併合改定の要件（法第34条第4項、第5項）

併合改定の要件	
1	障害基礎年金の受給権者であること
2	新たに障害等級に該当しない程度の <b>その他障害</b> が発生したこと
3	<b>その他障害にかかる傷病の初診日</b> は、障害基礎年金の支給事由となった障害にかかる傷病の初診日より <b>後</b> であること
4	<b>その他障害につき</b> 、法第30条第1項に規定する <b>初診日要件</b> 、 <b>その前日</b> に <b>保険料納付要件</b> をそれぞれ満たしていること
5	その他障害の障害認定日以後、65歳に達する日の前日までの間に、 <b>障害基礎年金の支給事由となった障害とその他障害とを併合した障害の程度</b> が、障害基礎年金の支給事由となった障害の程度より <b>増進</b> したこと

上記5つの要件をすべて満たしている場合は、**65歳に達する日の前日までに障害基礎年金の額の改定を請求することができ、請求日の属する月の翌月から年金額が改定される**

## 併合認定と併合改定の違いについて

併合認定 (法第31条、第32条)	併合改定 (法第34条第4項、第5項)
障害基礎年金の受給権者に対して、さらに障害基礎年金を支給すべき事由が生じた場合に、 <b>受給権を一本化するため</b> に行われる	障害基礎年金の受給権者に対して、さらに障害等級に該当しない程度のその他障害が発生し、前後の障害を併合した障害の程度が既存の障害の程度よりも増進した場合に、 <b>請求により年金額の改定が行われる</b>
従前の障害基礎年金の受給権は消滅し、 <b>新たな障害基礎年金の受給権が発生する</b>	従前の障害基礎年金の受給権は存続し、 <b>障害等級の変更に伴い、年金額が改定される</b>

# 確認問題

## 問題 1

障害基礎年金の受給権者に対して更に障害基礎年金を支給すべき事由が生じたときは、前後の障害を併合した障害の程度による障害基礎年金を支給し、併合した障害の程度にかかわらず、従前の障害基礎年金の受給権は消滅する。

## 解答



(法第 3 1 条)

## 問題 2

障害基礎年金の受給権者に、新たに障害等級に該当しない程度の障害が発生し、前後の障害を併合した障害の程度が既存の障害基礎年金の障害の程度よりも増進した場合は、いつでも障害基礎年金の額の改定を請求することができる。

## 解答



(法第 3 4 条第 4 項)

併合改定の請求は、65歳に達する日の前日までの間においてすることができます。

